

第13回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和5年5月2日(火) 午後1時00分～午後3時00分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター2階会議室
- 3、出席委員 12名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）
- 4、欠席委員 なし（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 木下 英春 委員 6番 大町 朝子 委員

- ②第2 報告第 31号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 報告第 63号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 64号 農地法第5条転用許可後の事業計画承認申請について
 議案第 65号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 66号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 67号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 報告第 32号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主 査	田中 荘子	書 記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さんこんにちは。定刻より前ではございますが、このあと研修会もございますので、只今から第13回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。</p> <p>総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、委員全員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。定足数に達しております。</p> <p>次に議事録署名人の指名をします。5番山本委員と6番小笠原委員にお願い致します。</p>
-----	---

	<p>よろしくお願ひ致します。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願ひ致します。次に、2点目です。議事に入らしてからの私語はこれをきつく禁止と致します。3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願ひ致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例によりまして会長に議長をお願ひします。</p>
議長	<p>改めて皆さんこんにちは。天気が春の陽気で農作物にも影響するようになってきました。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。夏のような天気が続いていますが、夜はまだまだ寒く、昨日はひょうが降ったとも聞き、農産物には注意が必要かと思ひます。麦も麦秋と言ひますか、色づいてまいりました。たまねぎは残念ながら去年ほどの高値にはならず、私の予想通り非常に苦戦をしておりますが、面白いことをいう人がいまして、たまねぎが安いときはたまねぎが多く取れるとのことでした。改めて皆様方と、今年から取り組むパイロット事業との関連もあり、山に戻していく運動をいよいよ進めていこうと考えております。先日●●●●の●●理事長とお話をし、実際にあそこの管理に結構かかっていることもあり、農水と一緒に改善に向かう必要があると考えているところであります。それから、すでに出席されている方もおられますが、今日からスタートする各地区の生産組合長会に、日程は皆様にそれぞれお配りした通りで、各地区生産組合長さんの変更もありますのでお時間をとって出席して頂き、紹介もいたしますが、各年度ごとの各地区の賃借料の決定についても、加えてお願ひをしたいと思っております。減反率が39%ということですが、資材は高騰しているの、それによって賃料を下げるといふ話もありますが、出来れば米の価格も変わらない状況ではあるので、昨年並くらいで決定をいただきたいです。ただ、作りにくいところに関しては生産組合長さん、農業委員さん、最適化推進委員さん、会長の下で決定をしていただきたいと思ひます。そのことは我々も総会で通していきたくと思ひますけれども、無料でという話は遠慮いただきたいと思っております。今日はこの会議を、さつき局長が言っていました通り3時を目途に終了したいと思ひます。後座に向けて車を置いてきたりする時間も取りたいと思っております。そのあと3時半に研修会を実施する予定です。懇親会もコロナでしばらくできておりませんでした、色々な仕事を共有するためにも今日久しぶりに計画しましたのでぜひご出席お願ひします。</p> <p>最適化推進委員さんも、何名か仕事の都合で欠席なさいますが極力出席いただくことになっておりますのでよろしくお願ひします。それから、本日は市長もぜひ1次産業の話をしていただくことにご出席されるのでよろしくお願ひします。それでは、早速審議の方に入ります。本日の議題は、<u>議案5件</u>と<u>報告2件</u>であります。最初に、報告第31号「農地法 第18条 第6項の規定による解約報告について」です。それでは事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>それでは私の方から説明を申し上げたいと思ひます。</p> <p>議案説明資料 1ページ から 4ページ まで をご覧ください。報告第31号 について説明します。今回の解約件数は、記載のとおり 19件 となっております。合計で、32筆、合</p>

	<p>計面積は、40,480 平米 です。内訳は、田が 22 筆、33,407 平米、畑が 10 筆、7,073 平米となっています。解約事由は、すべて双方合意によるもので、借人変更のためが、16 件農地法第 3 条申請のためが 1 件、あっせんのためが、2 件となっています。解約事由別に、詳しく説明しますと、借人変更のための 16 件は、全部新しい借人が決まっております。そのうち、1 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番は、議案第67号に新しい借人のお名前が上がっております。13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番については、次回以降の総会で、お諮りする予定です。「あっせんのため」となっている 11 番、12 番も、次回以降の総会で、お諮りする予定です。「農地法第3条申請のため」となっている 2 番は、この後の議案66号で、お諮りする予定です。報告第31号 の説明は以上です。</p>
議長	<p>解約報告を致しました。それぞれの担当の所で数々の努力いただき、借人の方も決まった状況です。ありがとうございました。何かありますか？よろしいですか？</p>
全員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは報告31号解約報告についてはみなさん了解という形で進めさせていただきます。さっき申しましたように議案に係る分もごさいますのでよろしくお願ひします。 続いて議案に入ります。次は報告第63号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について説明を致します。お願ひします。</p>
局長	<p>議案第63号 について説明します。議案説明資料5ページ、位置図1ページ、本日配布の資料 2 ページから 3 ページをご覧ください。 1 番について説明します。土地の所在は、大字●●字●●甲●●●番でございます。登記地目、現況地目は、共に畑となっています。面積は、96 平米です。譲受人は、●●区の●●●●さんで 65 歳の方です。譲渡人は●●県の●●●●さんです。転用の目的は農業用倉庫となっています。施設の概要は、農業用倉庫 16 平米と通路・その他 80 平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は畑、西は水路、南は宅地、北は宅地となっています。現状は、宅地となって、農業用倉庫が建っており、始末書が添付されています。関係機関との協議書はありで、条件等はありません。また、同時利用地がありまして、甲●●●番に 19 平米、これはこの後、議案第 65 号でお諮りします。また、甲●●●番に 25 平米、これは、譲受人所有の宅地に倉庫用地が建っております。分かりにくいので、少し説明を申し上げたいと思います。(図面で説明)</p>
議長	<p>話を聞いていると、65 号に関連しており、一つずつだと分かりにくいので一括して説明をお願いします。位置図はそれぞれの案件ごとに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。先程説明したのが 96 平米の分になります。 次に7ページをご覧ください。1 番、2 番の議案第65号ですけれども、農地法第4条の転用許可申請について同時に説明をしたいと思います。1 番が甲●●●で、こちらは畑になります。521平米でございます。そのうち521平米のうち502平米を引いた分につきましては 1 番となりまして、ここにイノシシ解体処理施設の計画がございまして、この分を除いた部分を1番に計上しております。申請人については1番も 2 番も同じになりますけれども、●●区の●●●●さんです。65 歳の方になります。1 番の転用目的は先程言いました通りイノシシの解体処理施設でありまして、イノシシ解体処理施設が 21.33 平米です。それから駐車場・通路として 60 平米、通路その他として 420.67 平米となっております。農地の区分としては、2種農地となっております。周囲の状況は、東が畑、西が水路、南が宅地、北が宅地です。関係機関との協議書はありで、条件等はありません。公有水面占用の許可は取っております。それから現地はすでに宅地化されておりまして、始末書が添付されています。 次に2番については、農業用倉庫です。ここもすでに農業用倉庫が建っております。全体で 521 のうち19平米が、農業用倉庫となっております。周囲の状況は東が宅地、西に水路、</p>

	南が宅地、北が宅地となっております。関係機関との協議書はありで、条件等はありません。公有水面占用の許可は取っており、現状すでに宅地化されており農業用倉庫が建っているため始末書が添付されています。1番がこちら、2番が後ろで4条、こちらの方が5条所有権移転まで含むという形となっております。説明の方は以上です。
議長	今本人を呼んでおりますけれども、簡単に言うと不法建築となります。それから、転用のところは、畑の所に建物を建てる件の申請が一つということです。ただ、ここを許可しようと思っているのは、本人を呼んで後で説明をしてもらいますが、イノシシ対策。この点があるからです。鹿島市には処理施設もなく、関係機関を含めたところで整理をする必要があるということで、皆さんの審議にかけてやっていこうという風に思っておりますので、理解をしていただくように思っております。●●さん、そしたらいきさつのところを含めて思いの方をぜひお聞かせください。
●●●●氏	はい。まず初めに、私の行為でご迷惑をおかけしたことお詫び申し上げます。今鹿島市では、1000を超える数のイノシシが捕れています。農地の被害などが急増しておりますので、私たち猟友会を含めて一生懸命駆除をしていきたいと思っております。非常に食用として利用できるイノシシも捕れます。そういうことですね、形式的に厳しいところもありますので、なんとかします。解体施設がジビエの手助けになればということと、そういうことをやれば、非常に鹿島の猟友会には若いメンバーも増えており、その人たちの励みになるということでもあります。あとは、これについてはずっと思いがありまして、ジビエについての勉強もしておりますし、どうしたら1番安くて1番いい肉になるかということも研究しまして、やっとこのくらいの施設でいいたろうということまで決まりましたが、土地がなかなか難しくですね、皆さんよく屠殺場と誤解をされています。法律では狩猟で捕ったイノシシについてはそれぞれ狩猟法に基づいて処理をします。そのため、ほとんどその処理施設では血液は出ません。そして今年に入って解体をしておりますが、ほとんど水は使いません。また、皮はそこで剥ぐということで、自分たちで刀で皮を剥いで、別の料理をできればと思っています。それと排水についても、沈殿槽で流していいとのことで、その水路につきましては農業用水には乗りません。周りの方にも承諾を得ておりますし、私の部落でもイノシシにどんどん被害を受けております。そのため、早く作ってほしいとのことで、周りの人からも十分な理解を得ております。先程言われた通り、杵藤地区に今解体場があるのは、武雄のみで、安価でしっかりとした施設があれば地域の猟友会の方々の励みとなり、地域貢献もできるという一心でやっております。ご理解のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。下村委員、現地確認の報告を。
1番委員	はい。ここは圃場整備したところの上で畑になっていまして、倉庫が建っているところの一部が畑に食い込んでいました。ただ、他の方々からも早く建ててほしいという声が上がっておりますので、農業委員の方からもよろしく願います。
議長	今説明があった通りですので、皆様方から何か聞いておきたい話があればお願いします。どうぞ、ご遠慮なく。
2番委員	質問をいいですか？
議長	どうぞ。
2番委員	ここを作るにあたっての資金は補助金などですか？
●●●●氏	額などはまだ確定していませんが、自己資金で作ろうと思っております。
議長	事務局からありますか。
事務局	はい、補足をしたいと思えます。(図面の説明)事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。木下委員、どうぞ。
7番委員	解体処理は、全部ご自分でなさるのですか？
●●●●氏	今取り組んでいるのが3名おります。私も着いて、その3名の技術を生かしてやっていこうと思っています。

議長	1日に何頭ぐらい捕れるんですか？
●●●●氏	先程も言いました通り、1000頭のうちのどのくらい販売できるイノシシが捕れるのかということですが、やってみないと分からないのですが、毎日捕れるというわけでもないので、大体月に20頭くらいかと思います。それも1年中ではなく、猟期の11月から3月です。あとはこれから許可が取れてからどうなるのかというところです。私たちの見立てでは40から50行ければいいと思っております。
議長	ほかに何かありませんか？三原委員、どうぞ。
9番委員	ほかの方が捕った分については、受け入れるのですか？
●●●●氏	はい、選別はします、受け入れます。受け入れて、判断してやっていこうと思います。
議長	ほかに何かありませんか？中村委員、どうぞ。
11番委員	保健所と1年くらい協議をされたと聞きましたが、実際その免許などについてはどうなっているのですか？
●●●●氏	はい、免許についてはですね、施設を作ってから食品の許可などということでしたので、その前の段階の話をずっとやっておりました。
議長	よろしいですか？他に何かありますか？ ●●さん、猟期は11月からでしたっけ？
●●●●氏	はい、11月15日からです。
議長	施設を作るのに何か月くらいかかりますか？
●●●●氏	まだはっきりとは分かりませんが、9月中にはと思っています。
議長	書類の審査が、事務局も今のままでは通らないということなので、前置きはしますが今日決定ということではなく書類が揃い次第ということになります。
事務局	県の方とも相談したのですがやはり書類が足りないということでした。
議長	先程も言った通り鹿島には施設がないということで皆さん理解はされています。しかし書類審査のところをしっかりとしとかななくてはいけないので、一旦保留にして整理をしたいと思います。●●さん、ありがとうございました。
事務局	それでは、2番の説明に移りたいと思います。議案説明書は5ページ、位置図は2ページ、本日配布の資料は1ページとなっております。土地の所在につきましては、大字●●字●●甲●●番●と甲●●番●の2筆です。登記地目、現況地目はすべて田となっております。面積は●●番●が433平米、●●番●が92平米です。譲受人は、太良町の●●●●さんで、25歳の方です。譲渡人は、●●区の●●●●さん92歳、外6名の方です。転用の目的は一般住宅及び進入路となっております。施設の概要は、一般住宅201.46平米、その他231.54平米、進入路92平米となっております。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東が田、西が水路と宅地、南が水路と宅地、北が宅地となっております。関係機関との協議書は有で、条件はございません。都市計画の用途区域内でありまして、公共下水道の区域となっております。また、同時利用地がございまして、北側の甲●●番の●●に108.36平米の国道接続の位置指定道路があります。今日お配りしている資料の右側の国道が●●号になります。 説明については以上です。
議長	担当の木下委員からの説明をお願いします。
7番委員	ここは●●●●の横で、●●●●が横にあり、家が建っているところは●●さんの家の畑が2つあるうちの1つを宅地にして、家の横の●●●●につながるところの拡張をすることになっています。他に関係するところはないので、これで良いかと思います。
議長	木下さん、この宅地が建とうとしているところは田となっておりますが、ここはずっと作られていなかったのですか？
7番委員	御祖母さんがいたときは色々されていたのですが、できなくなってからは作られていないです。
議長	住まれていないと聞いたのですが、そうなのですか？

7番委員	息子さんは家を出て、御祖母さんも90を超えるので施設におられるのではと思います。
議長	家自体はどうなるのですか？
事務局	解体となります。
議長	わかりました。ここの場所については、もう少し整理、確認が必要かと思います。大事などこかもしれないので、保留とします。それでは次に移ります、お願いします。
議長	それでは議案第64号、農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について説明をしたいと思います。議案説明資料は6ページ、それから位置図につきましては3ページ、本日配っている資料については4ページとなります。それから図面の方も付けておりますので、読み上げた後は図面で説明をします。この案件につきましては、5年前の平成30年5月の総会で審議を致しまして、その後平成30年6月に、県からの転用許可が出ております。現在は造成中となっております。その後宅地の分譲区画数が、当初は4区画での許可となっていました、今回6区画へ変更となったため事業計画の変更を申請されている案件であります。土地の所在につきましては、大字●●●●字●●●●番●の一筆です。登記地目、現況地目ともに畑でございます。登記面積は549平米、農地区分は3種農地です。変更前の事業計画に従った実施状況は土地の造成となっております。申請人は●●市の●●●●代表取締役●●●●様でございます。当初の事業計画は宅地分譲で、分譲区画4区画、1145.16平米となっております。変更後の事業計画は同じく宅地分譲で、分譲区画6区画、1194.13平米、通路その他が301.49平米です。同時申請地が大字●●●●番の原野が209平米、大字●●●●番の●宅地が392.16平米、同じく大字●●●●番の●宅地が357.52平米です。周囲の状況ですが、東が宅地・道路、西が宅地・水路、南が宅地、北が宅地・道路となっております。都市計画の用途区域で、下水道区域となっております。当初の県の5条転用許可については、平成30年6月8日付、30農漁第5～4098号となっております。今回の変更は、大字●●●●番●を同時利用地として追加し、6区画に変更するということです。(図面で説明)
議長	ここは●●●●さんの社宅がもともとありました。そこを全体的に開発したいということでの計画変更であります。皆さんから何かありますか？賛成の方、挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。65号はさっき説明した通り保留という形で進めさせていただきま。続いて66号の所有権移転許可申請について説明をお願いします。
事務局	それでは議案第66号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についての説明に移りたいと思います。議案説明資料は8ページ、位置図は3ページになります。まず1番について説明します。土地の所在については大字●●●甲3557です。土地の地目は畑、現況地目は樹園地で、登記面積は714平米です。譲受人は●●区の●●●●さん 60歳の方で、譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は小作地の売買となっております。譲受人の通作距離は、1.2キロメートルとなっております。農地法第3条の現地確認調書には、下村農業委員と中村農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名をもらっています。1番についての説明は以上です。
議長	はい、そしたら3番まで一括して説明をお願いします。
事務局	それでは3番まで説明したいと思います。 2番について説明します。議案説明資料は同じく8ページの2番になります。位置図が4ページです。土地の所在が大字●●●字●●●乙●●●●及び乙●●●●の2筆でございます。登記地目及び現況地目はともに田となっております。登記面積は乙●●●●が289平米、乙●●●●が246平米です。譲受人は●●区の●●●●さん、40歳の方です。譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は農業廃止となっております。譲受人の通作距離は1キロメートルです。農地法第3条の現地確認調書には下村農業委員と木原農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名が 있습니다。 続いて3番の説明を致します。位置図の5ページをご覧ください。土地の所在は大字●●

	<p>字●●乙●●●番でございます。登記地目及び現況地目はともに畑となっております。登記面積は467平米です。譲受人は、飯田区の●●●●さん 39歳の方です。譲受理由は経営規模の拡大で、譲渡理由は農業廃止となっております。譲受人の通作距離は約100mです。農地法第3条の現地確認調書には、下村農業委員と木原農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名が 있습니다。以上1番から3番まで一括しての説明でした。</p>
議長	<p>下村委員、今のところで何かありますか。</p>
1番委員	<p>はい、まず1番のところですが、ここは前に1度申請があり、書類の不備により手続きのし直しということになっています。ユリのハウスをしていたとこでして、もともとそこは借りて行われていたのですが今回購入をしてほしいとのことでした。</p> <p>2番目は、●●●の田がその辺一帯に2丁ほどあってその間にポツンと位置しており、自分は農業を廃止するので作ってほしいとのことでした。3番目は、この方はもともとずっと耕作をしており、ここが箱崎から登って5.600m行ったところの右側にあつて、ちょうど自分の家のみかん畑の真ん中にあるのでとのことでした。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>1から3番の価格の方はどうなつていますか？</p>
事務局	<p>はい。1番は反当たり20万円です。次が2番3番それぞれ10万円です。</p>
議長	<p>直接取引で、あつせんは無いということによかつたですか？</p>
事務局	<p>はい、あつせんはないです。</p>
議長	<p>それぞれが面積を拡張したいとのことでした。なにかございますか？なければ採決を取ります。一括して取ります、賛成の方。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>そしたらそれぞれ許可ということで。4～6の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは4～6まで一括して説明します。まず4番について説明します。位置図は6ページをご覧ください。土地の所在は大字●●字●●丁●●●及び●●●番の2筆でございます。登記地目及び現況地目は、ともに畑となっております。登記面積は、丁●●●番が552平米、丁●●●番が61平米です。譲受人は、●●●区の●●●●さん、71歳の方です。譲受理由及び譲渡理由は、ともに自作地の交換となっております。譲受人の通作距離は、自宅に隣接しています。農地法第3条の現地確認調書については、山本農業委員と小池正人農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員から署名が 있습니다。補足の説明として、譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。自作地の交換については、次に説明する5番と繋がつています。</p> <p>引き続き5番について説明をしたいと思ひます。位置図はそのまま6ページをご覧ください。土地の所在は大字●●字●●丁●●●番●●でございます。登記面積は648平米です。譲受人は、●●●区の●●●●さん59歳の方です。譲受理由及び譲渡理由はともに自作地の交換となっております。譲受人の通作距離は、自宅に隣接しています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、山本農業委員と小池正人農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名が 있습니다。5番の説明は以上です。</p> <p>引き続き6番について説明します。位置図は同じく6ページをご覧ください。土地の所在は、大字●●字●●丁●●●番の●●及び●●●●丁●●●番の●の2筆でございます。登記地目及び現況地目はともに畑となっています。登記面積は、丁●●●番●が201平米、丁●●●番の●が579平米です。譲受人は、●●●●区のさん59歳の方です。譲受理由及び譲渡理由は、ともに本来の所有者へ変更となっております。譲受人の通作距離は、自宅に隣接しています。農地法第3条の現地確認調書には、山本農業委員と小池正人農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名が 있습니다。補足説明として、譲受人と譲渡人の関係は、親戚関係にあります。6番の説明は以上です。</p>

議長	4番5番は面積が違いますが、ここが交換ということでよろしいのですか？
事務局	はい、4番5番が交換となります。
議長	それでは山本委員、説明をお願いします。
5番委員	それぞれ親戚関係で、自分の家が耕作していた分と、今現在分かっているうちに名義の変更をしておくとのことでした。
議長	作りやすいように変えるということですね。
5番委員	そうです。名義の整理をとということで良いかと思います。
議長	わかりました、ありがとうございます。ほかに何かございますか？ 馬場委員、どうぞ。
4番委員	6番の理由の欄の、本来の所有者へ変更とはどういう意味ですか？
事務局	もともとここは自分のとこという風に口約束で決めている所があったそうで、先程も言われましたが分かっているうちに実際所有者としてあるべき方に変えようということで、今回手続を取られたという次第です。
議長	要するにここは、お金は動かないということですね。ほかに何かございますか？ なければこれも一括して採決を取ります。4～6賛成の方。
農業委員	(全員挙手)
事務局	それでは、次に7番について説明します。議案説明資料は9ページ、位置図は7ページをご覧ください。土地の所在は、大字●●字●●乙●●●番でございます。登記地目及び現況地目は、ともに畑となっています。登記面積は、192平米です。譲受人は、●●●の●●●●さん、50歳の方です。譲受理由は経営規模拡大で、譲渡理由は、耕作不便となっています。譲受人の通作距離は、約1キロメートルとなっています。農地法第3条の現地確認調書には、中牟田農業委員と山下農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員からの署名が 있습니다。7番の説明は以上です。
議長	中牟田委員、お願いします。
2番委員	位置図を見ると、なぜこんなところと思うかもしれませんが、実はこの下にぶどう畑が道沿いに約1反あります。今度重点地域に指定していただきましたので、上の方のオレンジ街道に向かって約3反、4反近く開かれてぶどうやシャインマスカットを育てるということで、ここが1番外れになっておりまして、これを個人的に●●●●さんから●●●●さんに渡すということです。
議長	何かありますか？なければ採決を取ります。賛成の方、挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。それでは引き続き、議案67号に移りたいと思います。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明をお願いします。
事務局	はい、それでは議案第67号について説明します。議案説明資料は、10ページから19ページまでとなります。この案件は、1議案で49件ございます。16ページをご覧ください。39番から41番までの3件が、あっせんによる所有権移転です。今総会後に、所有権が、佐賀県農業公社から買い手に移ることになります。その時期は、5月11日の予定です。先程、追加でお配りした16-1ページをご覧ください。50番ですが、これもあっせんによる所有権移転です。今総会後に、所有権が、売り手から佐賀県農業公社に移ることになります。その時期は、5月11日の予定です。17ページから19ページをご覧ください。42番から49番までの8件は、農地中間管理機構との貸借となる案件です。契約期間は、10年が2件、5年が6件となっています。貸借料については、現金が7件、現金と物納扱いが1件となっています。10ページから16ページをご覧ください。1番から38番までの38件は、利用権設定される案件です。38件のうち、新規が13件、更新が25件となっています。また、そのうち、使用貸借権の設定が5件、賃貸

	借権の設定が 36 件 です。賃貸借権の設定 36 件のうち、現金扱いが 19 件、物納扱いが 17 件です。契約期間については、38 件のうち、10 年が 6 件、5 年が 27 件、3 年が 4 件、2 年が 1 件となっています。使用貸借権の設定 5 件は、3 番、7 番、8 番、9 番、17 番 となっています。その 5 件すべてが、更新となっています。議案第 67 号についての説明は以上となります。よろしくお願ひします。
議長	それぞれのところで上がってきているかと思ひます。なにかござひますか？無ければ採決を取りたいと思ひます、賛成の方。
農業委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。それでは、報告 32 号の説明を。
事務局	報告第 32 号 農地等形状変更届出について 説明いたします。議案説明資料は 20 ページ、位置図は 8 ページ、本日配布の資料 5 ページをご覧ください。まず 1 番について説明を致します。土地の所在は、大字●●字●甲●●●番の●筆であります。地目は田で面積は、138 平方メートルとなっています。届出人は、●●区の●●●●さん です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、盛土し畑に転換して、果樹(桃)を栽培するものです。周囲の状況ですが、東は宅地、西は田、南は田と水路、北は宅地と道路 になっています。申請地は、農振農用地となっており、地元協議は行い条件なしとなっています。1 番の説明は以上となります。
議長	前説明があつたように、埋立てをしないと畑として利用しがたいため、こういう形に変えて利用をしていきたいという話でござひます。何かござひますか？なければ 2 番の説明をお願いします。
事務局	それでは、2 番について説明します。位置図 9 ページ、本日配布の資料 6 ページをご覧ください。大変申し訳ありませんが、議案書の訂正をお願いします。議案書 2 番の面積が、383 平方メートルとなっていますが、正しくは、428 平方メートルです。訂正をお願いします。土地の所在は、●●字●●●甲●●●番の 1 筆であります。地目は田、面積は、428 平方メートルとなっています。届出人は、●●区の●●●●さんです。
8 番委員	すみません、●●ではなく●●区です。
事務局	失礼しました。議案書の方も●●●区となっていますが●●区です、すみません。訂正をお願いします。 それでは形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、水利が悪くなり、水稻の作付けが難しくなつたため、野菜(大根、里芋、人参、スイカ、白菜)を栽培するものです。周囲の状況ですが、東は田、西は田、南も田、北は畑 になっています。申請地は、農振農用地となっており、地元協議は行い条件なし となっています。また、使用貸借権設定があり、平成 31 年 3 月 25 日から令和 11 年 3 月 24 日までとなっています。2 番の説明は以上となります。
議長	ここはこの前見に行ったのですが、単刀直入に言うと水利費逃れという話も出たと聞いたのですが。あと上の方にもほかにありましたよね？事務局から補足の説明をお願いします。
事務局	説明いたします。元々はこのほかに 9 筆の申請をいただきました。この 9 筆については、耕作放棄地でありましたので、局長さん達より指示がありました通り、まずは耕作ができるような状態に、草払いなどしてから農地と分かるような状態にしてほしいとお願ひをしております。それから、本日配布の資料 6 ページをご覧ください。周りにぐるっと●●●●さんの農地がござひます。ここが先程申し上げました通り●●●●さんと 10 年間使用貸借が結ばれています。表作は大豆、裏作は麦であり、交付金の対象となっております。ですのでここは畑に変更しますと、交付金が出なくなります。ここは●●●●さんと●●●●さん双方に確認をしました。交付金の対象でなくなるのは構わないとのことでした。また、●●さんには 10 年間の貸借をしていますがと聞いたところ、自分が後 2 年間とおっしゃっていました。使用

	貸借中でもありますし、交付金の対象でもありますので、どうすべきかご意見を伺いたいと思っております。
8 番委員	この畑に行くにも道がないんですよ。●●さんが周りを全て作っているので、●●さんから買ってほしいと仰ったのですが、今から買うのはちょっととのことでした。
議長	この辺りは一度整理をする必要がありますね。大町さん、よろしくお願いします。ちょっとバタバタになりましたがこれで以上となります。
事務局	すみません、63 号について追加の説明がございます。総会資料5ページをご覧ください。(図面で説明)既存の土地は形で残したいとのことでした。
議長	今説明がありましたとおりです。改めて採決を取ります。賛成の方。
農業委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。これで報告を終わります。
	(午後 3 時 00 分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。		
	令和5年 6 月 2 日		
	鹿島市農業委員会	会 長	ⓐ
		5 番委員	ⓐ
		6 番委員	ⓐ
		事務局長	ⓐ